

富山市自主防災組織等活動強化事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織等 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民が自主的に結成した町内会や校区等を単位とする組織をいう。
- (2) 防災資機材 災害発生時に自主防災組織等が防災活動を行うために使用する資機材で市長が必要と認めるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、自主防災組織等が行う防災資機材整備の対象経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者の要件)

第4条 補助金の交付申請を行う自主防災組織等は、その前年度末時点において次の各号のいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) 「富山市自主防災組織活動事業補助金交付要領」第4条の別表に掲げる一般資機材、洪水浸水対策又は津波対策のいずれかの補助金の交付を完了していること。
- (2) 「富山市避難所運営体制充実強化事業補助金交付要綱」第3条の別表に掲げる避難所運営用資機材整備に係る費用に対する補助金の交付を完了していること。

2 自主防災組織等が再び補助金の交付申請を行うには、その前年度末時点において補助金の交付完了から5年以上経過していなければならない。

(補助対象組織等)

第5条 補助金の交付対象となる組織、事業、経費、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる防災資機材は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 前条に規定する防災資機材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする自主防災組織等は、次に掲げる書類を添えて、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業補助金計画書(様式第2号)
- (2) 防災資機材購入計画・収支予算書(様式第3号)
- (3) 当該事業に係る見積書の写し

(4) 防災資機材の保管場所の地図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請した自主防災組織等(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受けた後、第6条第1号及び第2号の計画に変更を生じたときは、次の各号の書類を添えて、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金変更交付申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)により市長に提出しなければならない。ただし、購入する資機材の品目及び数量に変更がなく、前条の規定により決定した交付決定額を上回らない場合は、実績報告と併せて変更申請を行うことができる。

(1) 変更事業補助金計画書(様式第6号)

(2) 変更防災資機材購入計画・収支予算書(様式第7号)

(3) 当該事業の変更に係る見積書の写し

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により、変更後の補助金の額を申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 申請者は、資機材の購入を完了したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに富山市自主防災組織等活動強化事業補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、前条第一項ただし書きの場合は、実績報告書(様式第9号)に代えて、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金変更交付申請書兼実績報告書(様式第10号)を提出するものとする。

(1) 防災資機材購入実績・収支決算書(様式第11号)

(2) 領収証の写し

(3) 納品書もしくは請求書の写し

(4) 事業実施を証明する写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金確定通知書(様式第12号)により、実績報告書を提出した申請者に通知するものとする。ただし、前条ただし書きの場合は、富山市自主防災組織等活動強化事業補助金変更承認決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第13号)を申請者に通知するものとする。

(申請者の義務)

第11条 この補助金の交付を受けた自主防災組織等は、補助金により整備した防災資機材を活用した訓練を実施するものとし、また定期的な点検を行い、適切な維持管理に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※別表1 (第5条関係)

補助対象組織	補助対象事業	補助対象経費	補助率又は補助限度額
自主防災組織等	自主防災組織等活動強化事業	防災資機材の整備に要する費用	・対象経費の75%以内 ・600千円(事業費の全部又は一部)を限度とする。 ※千円未満の値は切り捨て

※ 補助金の交付申請は、1組織において事業補助金計画書の整備計画期間(最長5カ年)で分割し、各年度1回申請することができる。なお、補助金の合計額は限度額以内とする。

※別表2 (第5条関係)

分類	対象資機材
避難所運営用資機材	無線通信機、発電機、投光器、ランタン、蓄電池・充電器、ろ過機・浄水器、昇降補助機材など、避難所運営・緊急避難に資する資機材
緊急避難用資機材	
感染症対策用資機材	パーテーション、段ボールベッド、ファミリーテント、非接触式検温計、扇風機・サーキュレーター、除菌・滅菌機など、感染症対策に資する資機材
資機材等保管用施設	屋外簡易物置、資機材保管庫・収納ケースなど、防災活動に必要となる資機材等を保管する施設
上記のほか、市長が特に必要と認める資機材	